

離婚女性の ライフプランと保障

— 前向きな人生を応援するために —

女性の生き方は、男性よりもかえって多様化したといえる。近年顕著な離婚件数の増加は、その表れともいえるだろう。だが年齢や収入、就業状況、子どもの有無などによって、生活設計は異なってくる。二人の女性の事例から、そのポイントを考えてみよう。

顧客プロフィール

清水理恵◎42歳 看護師 1年前に離婚

長女 理沙◎16歳 高校1年生

次女 絵梨◎14歳 中学2年生

山口久美◎31歳 病院事務 3カ月前に離婚

長男 竜太◎4歳

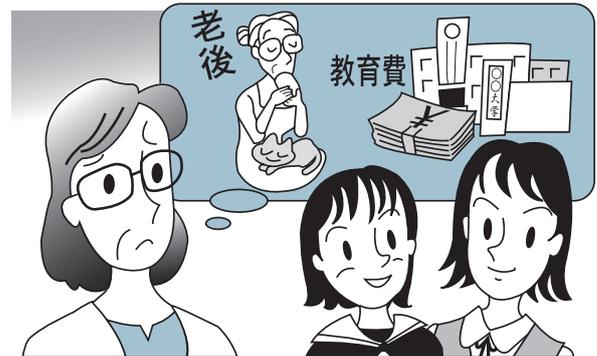
Money Data

【清水理恵】

- ◎収入 月30万円(手取り)、賞与は年100万円。
- ◎住居 離婚後、相続時精算課税制度を利用して親から資金提供を受け、築10年の中古マンションを購入。住宅ローンなし。
- ◎預貯金 普通・定期預金500万円
- ◎生命保険
- 養老保険
満期保険金300万円 入院日額5,000円(4日免責)
2カ月後に満期
- ◎そのほか 離婚した夫から、子どもの養育費として一人当たり月5万円ずつ(計10万円)受け取っている。

【山口久美】

- ◎収入 月14万円(手取り)、賞与は年30万円。
- ◎住居 まもなく公営住宅に入居予定(家賃約2万円)
- ◎預貯金 普通預金50万円
- ◎生命保険 なし
- ◎そのほか 児童手当受給(月5,000円)。経済的理由により、夫からの養育費なし。



今月のFP

水元洋子◎36歳

独立系FP事務所勤務。保険を活用したライフプランの提案を得意とする。セミナーなどをきっかけとした相談依頼が多く、相手の立場や考えを尊重したアドバイスに定評がある。



離婚女性の相談ニーズ

FPの水元洋子が所属する事務所では、主に女性を対象として短時間のミニセミナーを開催している。最近は参加者も少しずつ増えてきた。

あるとき、終了後のアンケートを集計してみたところ、今後扱ってほしいテーマとして「離婚女性のシングルライフプラン」を要望している人が少なからずいることが分かった。確かに、昔に比べて離婚に対する抵抗感はなくなっている。女性が自立できるこの時代、もしかしたら今後は離婚を選ぶ人が一層増えるかもしれない。

「次のミニセミナーでは『離婚後のライフプラン』を扱おうかしら？ 離婚時の年金分割が話題になっていることだし」

水元の提案に、事務所の同僚は首をかしげた。

「うちのセミナーの参加者は30代の若い人が多いから、年金の分割はあてにしないと思うわよ。それよりも離婚を前に『いくら収入があれば生活していけるのか』といった現実的なことを知りたい人が多いと思う。それから、仕事についていなかったり小さい子を一人で抱えている人には、覚悟なしの安易な離婚は考え直してほしいと言いたいわね」

要するに「自力で生活する術を見つける」というテーマが求められているということだ。だが水元自身、離婚にどこかマイナスの印象をぬぐうことができなかった。

結局、セミナーのテーマに「離婚」を取り上げることはやめた。ただ相談ニーズは多いと思われたので、ホームページに離婚問題を含めた女性向け個別相談の案内を掲載することにした。

安定した仕事がある場合

——清水理恵の例

数日後、ホームページを見たという女性から連絡があった。名前は清水理恵といって、42歳。看護師として20年近いキャリアがある。1年ほど前に会社員の夫と離婚

し、今は高校生と中学生の娘二人と生活している。

清水は、相談のきっかけについて話した。

「先日、ずっと昔に加入した保険の満期手続きをしたんです。そのとき離婚したことを話したところ、新しい保険に加入するよう勧められました。でも保険料は高いし、内容もよく分からなくて…。『女性向け』という保険はあっても、『離婚した人向け』なんて書いてないですものね」

不安げな清水を元気付けるように、水元は話した。

「確かに離婚した女性向けの保険なんてないのですが、わたしはまず清水さんの収入などを含めた現状から、必要と思われる保障をいくつかご紹介したいと思います。ご意見もお聞きしながら、最終的にはお考えにあった商品を提供いたします。

ただし離婚なさったからといって、特別なことをお伺いするわけではないですよ」

現状の確認

清水の場合は協議離婚で、養育費は夫からの申し出の通りにもらうことにしたそう。自分の収入も貯蓄もあったので、慰謝料や財産分与のようなものは一切なしということになった。

「子どもたちもそれなりに理解してくれているようなので、今後どうやって楽しく暮らしていくかを考えたいと思っています」

さわやかに話す態度は無理がなく、とても前向きだ。ただし、それも清水が看護師という確かな収入を得られる職業を持っているからこそである。

離婚後しばらくして、清水は相続時精算課税制度で親から贈与を受けて、マンションを購入した。念のため将来の課税の有無を確認したが、父親の相続財産は基礎控除の範囲を超えることはないため、今のところ心配はない。

「離婚して真っ先に住居の問題を解決されたことは、大変堅実なご判断だったと思いますよ」